

募 集 要 項

1 勤務場所

静岡市葵区鷹匠1-4-1 R佐野ビル2階 花みずき法律事務所

2 勤務日時

開所時間：月～金の午前9時～午後6時

他の通常の法律事務所と同程度に夜間や土曜日にも必要に応じて執務します。

但し、他の弁護士の都合と本人の予定とをできる限り調整します。

3 募集対象

(弁護士志望の方のみ) 1名

4 報酬等

- ・最初の3年間は毎月の弁護士会費を事務所で負担しつつ、毎月一定の収入を保証する形をとります。
- ・事務所事件以外の個人事件の受任は自由です。事務所の設備・資料等を自由に使うことができ、これに対して一定の経費を入れてもらう形をとります。
- ・刑事の国選弁護人については、その全額を個人の報酬として構いません。但し、事務作業はできるだけ本人がやるようにしてもらっています。
- ・上記以外の詳細は、面接の時にご説明します。

5 当事務所の取り扱い事件

(1) 当事務所の方針

「仕事を通して、目の前の人の役に立ちたい」という気持ちで仕事に取り組み、目の前の人から感謝されることでやり甲斐を感じてもらいたいと考えています。

また、色々な種類の仕事を経験することで、知識や考え方を広げることができると考えているため、交通事故中心、離婚中心など、一定の事件に特化することは敢えてしていません。そのため、企業間の訴訟、個人の民事事件・家事事件、破産・個人再生、刑事事件（私選の暴力団関係者の弁護は除く）等を特に制限なく受任しています。

個別にみると以下のとおりです。

(2) 一般民事事件

労働者・消費者などの個人側も経営者・企業側のいずれからも訴訟・交

渉・調停などについても広く受任しています。

顧問先との関係で、福祉に関する問題、産業機械に関する紛争、不動産に関する紛争の相談は相当数受けています。

個人・法人の破産申立、個人再生の申立、破産管財などの事件も多く、破産法・民事再生法を勉強した方は歓迎です。

所属弁護士が行政側の仕事をいくつか担当している関係で、福祉との関わりが多い反面、行政訴訟・国家賠償請求訴訟などの原告側は利益相反になり、取り扱うことができません。

(3) 家事事件

相続・離婚・子の監護に関する処分の交渉・調停・訴訟を中心に特に限定なく取り扱っています。家事事件の件数は比較的多い方だと思います。

(4) 刑事事件

国選弁護事件、私選弁護事件いずれも自由に受任しています。刑事事件の件数は平均的な事務所だと思います。

6 応募方法

(1) eメール又は郵送での申込によります。

- ・メールアドレス：tanisy2002@ybb.ne.jp
- ・郵送先：事務所所在地

(2) 必要書類

- ・履歴書（市販のもので構いません）
- ・司法試験の成績証明書の写し
- ・その他の資料は任意です。

※ eメールでの応募の場合はPDFファイルで添付してください。

(3) 応募期限

どなたかの採用が決まるまで。

(4) 面接

書面受領後、日程調整をして所属弁護士らと面談して法律的な会話や簡単な書面のチェック、日常会話をした上で採用を決めます。

7 事務所訪問

申込前に当事務所の様子を見たい方の訪問にも対応します。ご希望の方は、メール又は電話で訪問日を調整するようお願いいたします。